

## 育児休業手当金の支給期間延長について

育児休業手当金は、育児休業により勤務しなかった期間で、子が1歳に達する日（誕生日の前日）までの期間について支給されます。ただし、総務省令で定める要件に該当すれば、子が1歳6か月に達する日まで支給期間を延長されています。

平成29年10月1日より、1歳6か月に達した日後の期間についても育児休業等をする必要があると認められるものとして、総務省令<sup>\*1</sup>で定める要件に該当したときは、育児休業手当金の支給期間を最長2歳に達する日までに再延長されることになりました。

※1 総務省令については、1歳から1歳6か月に達する日までに延長する場合の要件を準用します。

### ●支給期間の延長●

1. 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。  
（1歳6か月に達する日までに保育所に申出をし、入所希望日が1歳6か月に達する日以前（1歳6か月に達する日の翌日を含む）であり、1歳6か月に達する日後の期間について保育所へ入所できない場合。）
2. 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳6か月に達する日後の期間について、常態として当該子の養育を行う予定であったものが、次のいずれかに該当した場合
  - ア 死亡したとき
  - イ 負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき
  - ウ 結婚の解消その他の事情により、配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
  - エ 6週間（多児妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

## パパ・ママ育休プラス制度適用時における育児休業手当金の支給期間延長要件の見直しについて

パパ・ママ育休プラス制度が適用されている組合員で、当該育児休業に係る子が1歳2か月から1歳6か月まで育児休業手当金の支給期間を延長する場合の要件について、従来は子が1歳に達する日後の期間について、要件に該当するか否かの判断を行っていました。

平成29年7月1日より、当該育児休業に係る子のパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金の支給期間の末日後の期間について、延長要件に該当するか否かの判断を行うこととされました。

## 介護休業手当金の支給期間および請求要件の変更について

平成29年1月1日より、介護休業手当金の支給期間及び請求要件が次のとおり変更されました。

	改正前	改正後
支給期間	介護休業の開始の日から起算して3月を超えない期間	介護休業の日数を通算して66日
請求要件	介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けるときに、2週間以上の期間について一括して請求していること。	初めて介護休暇の承認を受けるときの請求期間は問わない。